

第1章. 計画の位置付け

第1章 計画の位置付け

1-1 石岡市地域 公共交通計画 の位置付け	1-2 計画策定の 趣旨	1-3 計画区域	1-4 計画期間
---------------------------------	--------------------	-------------	-------------

1-1 石岡市地域公共交通計画の位置付け

石岡市地域公共交通計画(以下、「本計画」)は、本市の公共交通施策の方向性を定め、地域にとって望ましい姿を明らかにする「公共交通に関するマスタープラン」です。

本計画は、石岡市の最上位計画である石岡市総合計画との整合を図りながら、石岡市立地適正化計画等の関連計画と連携して進めていく計画として位置付けられています。

上位計画

石岡市総合計画

石岡市の目指すべき将来像を掲げ、まちづくりの基本的な考え方である基本理念を位置付け、10年間で取り組むべき事項を示すもの。

石岡市総合計画 基本計画

市長任期における市の方針を掲げ、将来像を実現するための行動計画として、基本施策や事業内容を示すもの。

↓ 即する

石岡市地域公共交通計画

石岡市の交通やまちづくりの現状を踏まえ、地域にとって望ましい姿を明らかにする、公共交通に関するマスタープラン

関連計画

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

中心市街地活性化基本計画（第3期）

第2次石岡市観光振興計画 等

⇔
連携
整合

図 本計画と上位計画・関連計画との関係性

第1章 計画の位置付け

1-1 石岡市地域 公共交通計画 の位置付け	1-2 計画策定の 趣旨	1-3 計画区域	1-4 計画期間
---------------------------------	--------------------	-------------	-------------

1-2 計画策定の趣旨

国は、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインし、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組みを推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、活性化再生法)を令和2年11月に改正しました。

この改正により、地方公共団体は、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本的な方針を定める、マスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成が努力義務となり、市の公共交通に対する関与が一層重要となりました。

さらに、いわゆるコロナ禍等の社会経済情勢の変化に伴う公共交通サービスの需要縮小等により、地域が主体となった公共交通の維持・確保の重要性が高まっています。

これらを背景として、市内の多様な公共交通を貴重な“資源”と捉え、これらの一体化を図り、利便性を向上させ、人口減少等による交通需要の変化に対応した、市内公共交通を持続可能な公共交通体系へと発展させていくために、地域公共交通計画の策定が必要となります。

【参考】地域公共交通計画とは？(地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(理念編)第4版(令和5年10月)国土交通省

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針(以下、基本方針と呼びます。)」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても活用する取組みを盛り込むことで、持続可能な地域公共交通の提供を確保することを求めています。その際、ICカード・二次元コード等のキャッシュレス決済の導入促進、更にはMaaS、オンデマンド交通におけるAI活用の取組み、自動運転などの技術も活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者、子育て世代や外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要です。

このように、地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。

第1章 計画の位置付け

1-1 石岡市地域 公共交通計画 の位置付け	1-2 計画策定の 趣旨	1-3 計画区域	1-4 計画期間
---------------------------------	--------------------	-------------	-------------

1-3 計画区域

本計画の区域は、市内全域とします。ただし、鉄道や路線バスの一部、乗合いタクシー等の市域を超える交通については、近隣自治体とも連携しながら取組みを進めることとします。

1-4 計画期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの概ね5年間とします。

計画の見直し時期は、社会情勢、上位計画・関連計画の改定状況等により、上記に限らず柔軟に検討します。

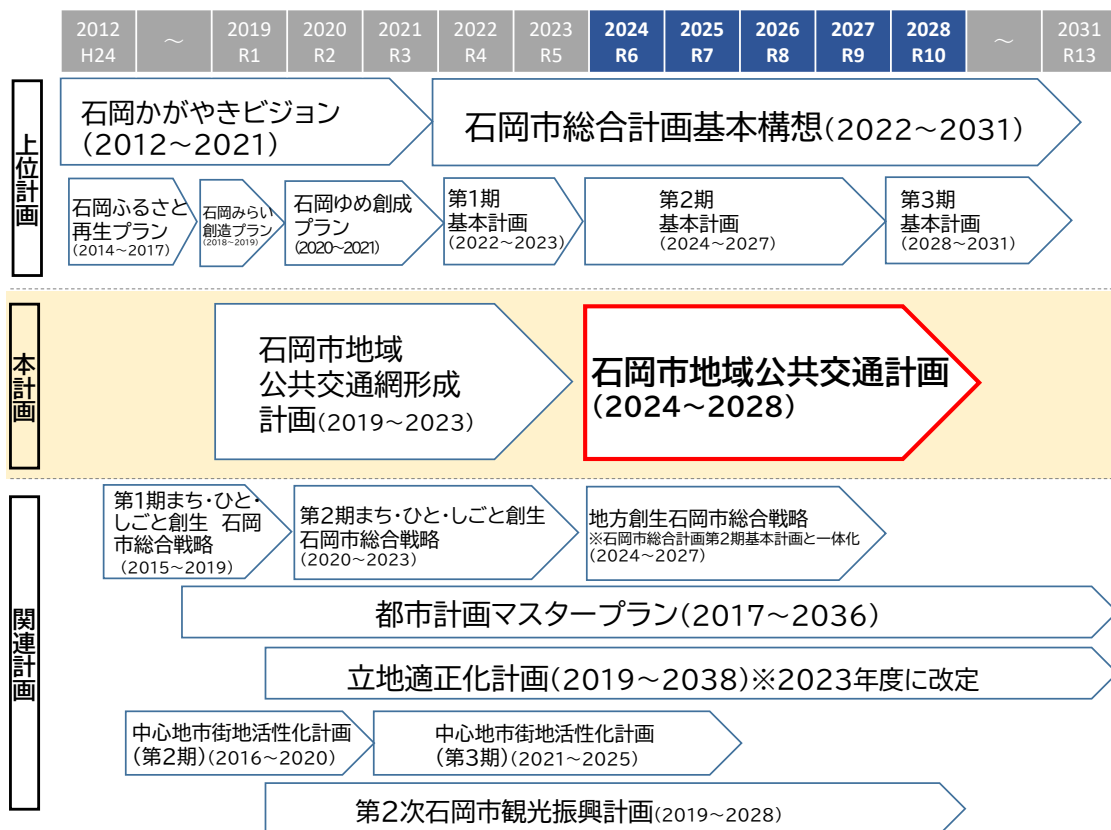


図 本計画と上位計画・関連計画との計画年次の関係